

農村第 654 号  
土管第 595 号  
令和2年6月22日

福井県建設産業団体連合会会長  
（一社）福井県建設業協会会長  
福井県土木施工管理技士会会長 } 様

福井県農林水産部長  
福井県土木部長

### 総合評価落札方式における継続学習制度の取扱いについて

このことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、継続学習制度に認定される各種研修や講演会等が中止・延期または参加人数の縮小などされており、ユニット数の確保が難しい状況となっています。このため、継続学習制度にかかる取得ユニット数の証明期間については、下記のとおり特例を設けましたので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 特例の内容

証明期間の末日を、下記①または②の何れかを入札参加者が選択できるものとする。

①入札申込日から最大3ヶ月の範囲で遡った日の前月末（従前）

②令和2年3月31日（特例）

（特例を適用した場合の証明期間）

1年間 20ユニット：平成31年4月1日～令和2年3月31日  
2年間 40ユニット：平成30年4月1日～令和2年3月31日  
5年間 100ユニット：平成27年4月1日～令和2年3月31日

##### 2. 申請様式

技術資料（様式第11号）は、令和2年7月1日以降の入札公告から別添のとおり改定する。なお、特例適用を希望する入札参加者は、継続学習への取り組み状況における証明期間の末日を令和2年3月31日と記載するものとする。

##### 3. 適用

令和2年7月1日から令和2年12月31日までに入札公告する建設工事

担当) 農村振興課 技術管理 G  
0776-20-0454  
土木管理課 技術管理 G  
0776-20-0471